

財 政 運 営

失業等給付費の今後の収支見込みについて

試算の前提

① 雇用情勢の前提

令和元年度以降の基本手当の受給者実人員については、平成30年度実績（約37万人）をベースとする。

② その他試算に当たっての前提

(収入関係)

- 雇用保険料収入は、平成30年度決算をベースに、令和元年度の雇用保険料率を6/1,000とし、また、平成29年改正において措置された軽減措置の期間（3年）が令和2年度～4年度（3年）についても引き続き措置されたものと仮定して雇用保険料率を据え置いている。
- 64歳以上の者に係る雇用保険料の徴収免除に係る経過措置が令和元年度末をもって終了するため、令和2年度以降にこの影響を加味している。
- 失業等給付に係る国庫負担については、雇用保険料率と同様に暫定措置が3年間延長されたものと仮定し、令和2年度～4年度までの国庫負担は本則の10/100としている。

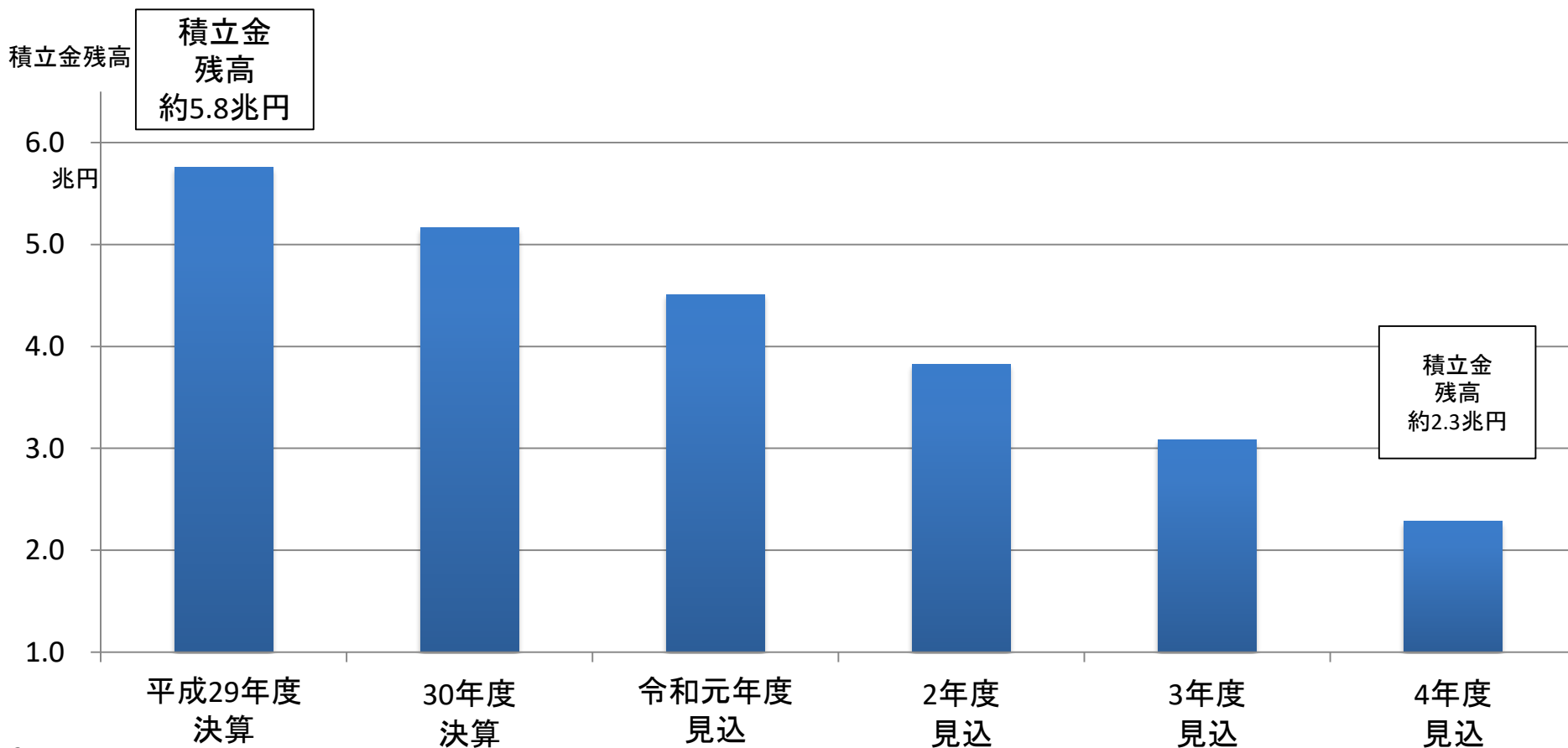
※ なお、令和2年度以降については、雇用保険料率と国庫負担割合の軽減措置の延長による財政影響を明らかにするため、弾力条項にかかわらず雇用保険料率は6/1,000としている。

(支出関係)

- 令和元年度以降の支出額については、平成30年度決算額を基本とし、平成30年度実績と比較して大きく変動することが見込まれる育児休業給付と教育訓練給付については、変動を反映している。
- また、失業等給付における各種手当の暫定措置は、法律どおり終了するものと仮定している。
- なお、令和元年度以降の支出額について、予備費相当額（420億円：令和元年度予算ベース）及び今後の制度改革にかかる影響は支出額に計上していない。

(単位:億円)

	平成29年度 決算	30年度 決算	令和元年度 見込み	2年度 見込み	3年度 見込み	4年度 見込み
収入	10,881	11,242	11,180	11,542	11,549	11,555
支出	16,402	17,155	17,720	18,391	18,977	19,522
うち基本手当	5,762	5,725	5,725	5,725	5,725	5,682
うち育児休業給付	4,774	5,312	5,779	6,288	6,841	7,443
差引剰余	▲5,521	▲5,913	▲6,540	▲6,849	▲7,428	▲7,967
積立金残高	57,545	51,632	45,093	38,244	30,816	22,848

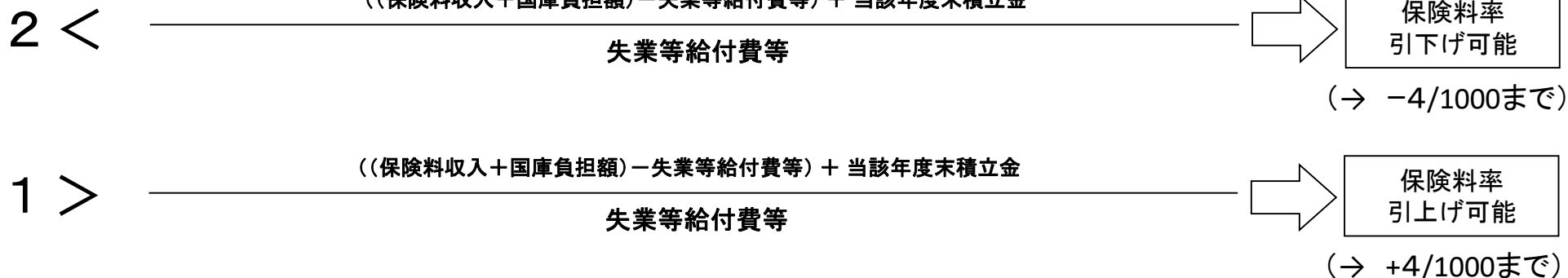


雇用保険料率の弾力条項について

1. 失業等給付に係る雇用保険料率は、原則12/1000(労使折半) (注)平成29年～令和元年度まで10/1000
2. 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能。(弾力条項)

※ 積立金を好況期に積み立て、不況期に取り崩すことで景気変動による給付の増減に対応しつつ、機動的に保険料率の引上げ／引下げを可能とすることにより、過剰な積立や積立不足を回避して安定的な財政運営を可能とするもの。

失業等給付に係る弾力条項



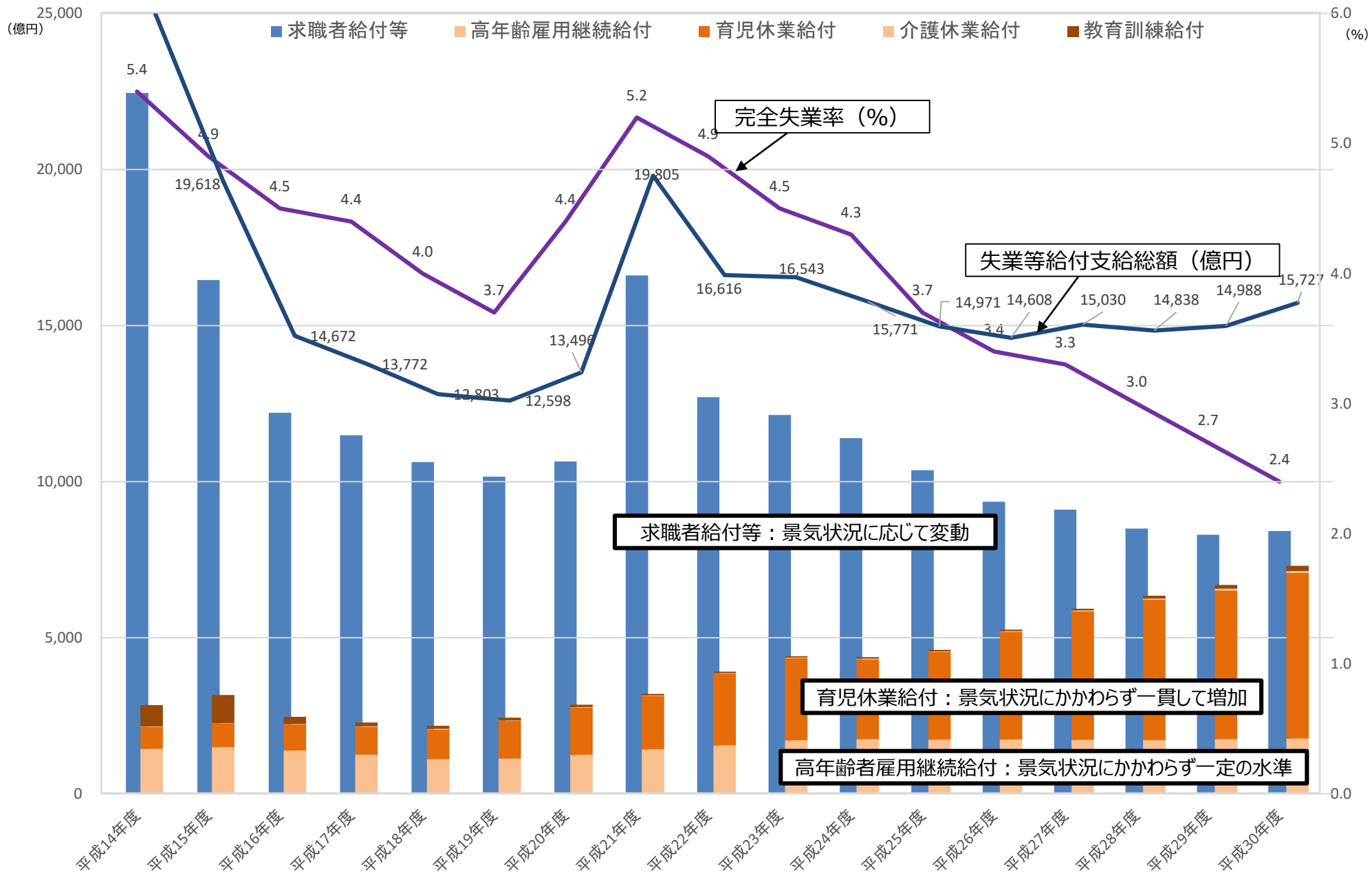
注: 国庫負担額及び失業等給付費等には求職者支援事業に係るものを含む。

<参考: 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第5項>

- 5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担額(同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。)並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額(以下この項において「失業等給付額等」という。)との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金(第七項において「積立金」という。)に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の九・五から千分の十七・五まで(前項ただし書に規定する事業(同項第三号に掲げる事業を除く。))については千分の十一・五から千分の十九・五まで、同号に掲げる事業については千分の十二・五から千分の二十・五まで)の範囲内において変更することができる。

※附則第11条により読み替えられた法第12条第5項

給付の種類ごとにみた給付額の推移



雇用保険料及び国庫負担の推移

	失業保険 (昭22) (昭24) (昭27) (昭34) (昭35) (昭45)						雇用保険 (昭50) (昭53) (昭54) (昭56) (昭57) (昭61) (昭63) (平4) (平5) (平10) (平13) (平14) (平15) (平19) (平21) (平22) (平23) (注6) (平24) (平27) (平28) (平29) (令元)																							
雇用保険料 (注1)	$\frac{22}{1,000}$	$\frac{20}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$	→	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{13.5}{1,000}$	$\frac{14.5}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{14.5}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{14.5}{1,000}$	$\frac{12.5}{1,000}$	$\frac{11.5}{1,000}$	→	$\frac{15.5}{1,000}$	$\frac{17.5}{1,000}$	$\frac{19.5}{1,000}$	$\frac{15}{1,000}$	$\frac{11}{1,000}$	$\frac{15.5}{1,000}$	→	$\frac{13.5}{1,000}$	→	$\frac{11}{1,000}$	$\frac{9}{1,000}$	→		
失業等給付 保険料率 (労使折半)	$\frac{22}{1,000}$	$\frac{20}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$	→	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{10}{1,000}$	→	$\frac{11}{1,000}$	→	→	→	→	$\frac{9}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$	→	$\frac{12}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$	→	$\frac{10}{1,000}$	→	$\frac{8}{1,000}$	$\frac{6}{1,000}$	→		
									(法改正)					(弾力)	(法改正)		(法改正)	(弾力)	(法改正)	(弾力)	(法改正)	(弾力)		(法改正・弾力)		(法改正・弾力)	(注7)	(法改正・弾力)	(注8)	
二事業 保険料率 (使用者負担)							$\frac{3.0}{1,000}$	$\frac{3.5}{1,000}$	→	$\frac{3.0}{1,000}$	$\frac{3.5}{1,000}$	$\frac{3.0}{1,000}$	$\frac{3.5}{1,000}$	→	→	→	$\frac{3.0}{1,000}$	→	$\frac{3.5}{1,000}$	→	→	→	→	$\frac{3.0}{1,000}$	→	$\frac{3.0}{1,000}$	→	→		
											(法改正)	(弾力)	(弾力)	(弾力)	(弾力)		(弾力)		(法改正)					(弾力)		(弾力)				
国庫負担率 (基本手当)	$\frac{1}{3}$	→	$\frac{1}{4}$	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	22.5% (1/4 ×0.9)	20.0% (1/4 ×0.8)	14.0% (20.0% ×0.7)	$\frac{1}{4}$	→	→	→	13.75% (1/4 ×0.55)	→	→	→	→	2.5% (1/4 ×0.1)	→
																													(注8)	

(注1) 農林水産業、清酒製造業及び建設業の失業等給付保険料率については労使双方1/1000ずつの上乗せがあり、また、建設業の二事業保険料率については、1/1000の上乗せがある。

(注2) 平成15年度法改正により、失業等給付の保険料率が16/1000とされたが、法律の附則により平成15年度及び16年度は暫定的に14/1000とされた。

(注3) 平成4年度～平成12年度、平成19年度～の国庫負担は、「当分の間」の措置として、本来の国庫負担の所要額に一定の率(H4年度0.9、H5～9年度0.8、H10～12年度0.56、H19年度～0.55)を乗じて得た額とされた。

(注4) 平成21年度の1年間に限り暫定的に引下げ。

(注5) 平成21年度二次補正において、3500億円を追加投入。

(注6) 平成23年法改正により、失業等給付に係る法定の保険料率を平成24年度より14/1000に引き下げることとされた。また、国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で暫定措置を廃止するものとする。とされた。

(注7) 平成28年法改正により、失業等給付に係る法定の保険料率を平成28年度より12/1000に引き下げることとされた。

(注8) 平成29年法改正により、失業等給付に係る法定の保険料率を平成29年度から令和元年度まで10/1000に引き下げることとされ、平成29年度から令和元年度まで国庫負担の額は本来の額の10%とされている。

論 点

- 失業等給付に係る雇用保険料率及び国庫負担の暫定措置の取扱いについて、経済財政運営と改革の基本方針2019及び今後の積立金残高の推移の見通しを踏まえ、どのように考えるか。
- 失業等給付に係る弾力条項について、制度創設以降、給付の内容が多様化しており、雇用状況に応じて実績が大きく変動する給付とそうでないものがあることを踏まえ、弾力条項における各給付の取扱いをどのように考えるか。